



一般廃棄物処理業許可証

複写厳禁

住所 鳥取県倉吉市広瀬町1713番地

氏名 有限会社 松井商店

代表取締役 松井 啓介

令和3年6月3日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

令和3年6月11日

倉吉市長 石田 耕太郎



記

- | | | |
|----------------|----------------------|---------------------|
| 1 事業の種類 | 一般廃棄物の収集運搬 | |
| 2 事業の区域 | 倉吉市内 | |
| 3 取り扱う一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（ごみ） | |
| 4 許可の期間 | 令和3年7月4日から令和5年7月3日まで | |
| 5 使用車両 | | |
| | 3.05トン積（鳥取100あ 21） | 2.00トン積（鳥取800さ3456） |
| | 3.00トン積（鳥取430あ 22） | 3.90トン積（鳥取130あ 25） |
| | 2.60トン積（鳥取830す 358） | 3.00トン積（鳥取430す 36） |

6 許可の条件

- 一般廃棄物は、鳥取中部ふるさと広域連合立ほうきリサイクルセンター及び再資源化業者又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
- 市の分別基準に従って分別し、特に再生資源（びん・缶・紙布・牛乳パック・発泡スチロール・ペットボトル）は、リサイクルすること。
- 市町間のごみを混載しないこと。
- 収集依頼先への啓発など、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めること。
- 関係法令を遵守すること。
- 収集運搬（搬入）実績報告書を翌月10日までに提出すること。
- 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。